

索引 (法定開示項目一覧)

労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目

■労働金庫法施行規則第114条による開示項目（単体）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	29
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	31
(3) 会計監査人の氏名又は名称	31
(4) 事務所の名称及び所在地	40
2. 金庫の主要な事業の内容	33
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	46
(2) 主要な事業の状況を示す指標	55
(3) 事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	55
②預金に関する指標	57
③貸出金等に関する指標	59
④有価証券に関する指標	61
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) 社会的責任と社会貢献活動	15
(2) リスク管理の態勢	22
(3) 法令等遵守の態勢	25
(4) 苦情等への対応	27
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表	47
(2) 損益計算書	52
(3) 剰余金処分計算書	53
(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権	82
②延滞債権	82
③3ヵ月以上延滞債権	82
④貸出条件緩和債権	82
⑤合計額	82
(5) 自己資本の充実の状況	66
(6) 有価証券	61
(7) 金銭の信託	65
(8) 労金法施行規則第86条1項5号に掲げる取引 デリバティブ取引	65
(9) 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	74
(10) 貸出金償却の額	75
(11) 会計監査人の監査	53

■労働金庫法施行規則第115条による開示項目（連結）

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び 組織の構成	86
(2) 金庫の子会社等に関する事項	86
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	86
(2) 主要な事業の状況を示す指標	86
3. 金庫及びその子会社等の直近の2事業年度における 財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表	87
(2) 連結損益計算書	91
(3) 連結剰余金計算書	91
(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権	104
②延滞債権	104

③3ヵ月以上延滞債権	104
④貸出条件緩和債権	104
⑤合計額	104
(5) 自己資本の充実の状況	92
(6) 連結決算セグメント情報	103

金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」(単体)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	85
2. 危険債権	85
3. 要管理債権	85
4. 正常債権	85

金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」(連結)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	104
2. 危険債権	104
3. 要管理債権	104
4. 正常債権	104

■労働金庫の自主開示項目

1. 概況等	
(1) 事業方針	4
(2) 役員の所属団体等	31
(3) 代表理事・常勤理事の兼職又は兼業の状況	31
(4) 職員の状況	32
(5) 報酬等に関する事項	32
(6) 自動機設置状況	40
(7) 大口出資会員	56
(8) 会員数内訳	56
(9) 出資配当等	56
2. 経理・事業内容	
(1) 純資産の内訳	56
(2) 業務純益	55
(3) 利益率	55
(4) 常勤役職員1人当たり預金残高	60
(5) 1店舗当たり預金残高	60
(6) 常勤役職員1人当たり貸出金残高	60
(7) 1店舗当たり貸出金残高	60
3. 資金調達	
(1) 預金科目別残高	57
(2) 預金者別内訳	58
(3) 財形貯蓄残高	58
4. その他の業務	
(1) 公共債窓販実績	62
(2) 投資信託窓販実績	62
(3) 内国為替取扱実績	58
(4) 手数料	38
5. その他	
(1) 沿革・歩み	44
(2) 商品・サービスの案内と利用にあたっての注意事項	33
(3) (旧) 金融円滑化法関係	21
(4) トピックス	45
(5) 当金庫の考え方	22
(6) 全国労金の概要	105

※頁数は、項目の開始頁を表示しています。

店舗のご案内

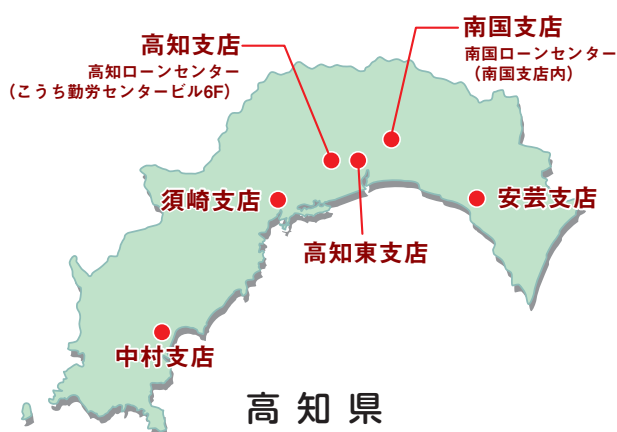
(地番等は裏表紙を参照下さい)



愛媛県



香川県



高知県



徳島県

(2019年6月30日現在)

金額及び諸比率の表示方法のご案内

1. 金額単位

- (1) 特段の表記がない場合は、各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。(ただし、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」については、金額単位未満を四捨五入しています。)
- (2) 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3) 期中増減額(比率)、諸利回り、諸比率の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しております。
- (4) 該当する項目に計数がない場合は「-」、単位未満に計数がある場合は「0」で表示しています。

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位以下を切り捨てし、第2位までを記載しています。